

「おくやみコーナー」のご案内(令和7年2月運用開始)

【予約制】

ご予約は、連絡をいただいた次の日から3日目以降(土日祝日を除く)になります。(月曜日に連絡された場合は、木曜日以降の予約となります。)

①10:00 ②13:30 ③15:30

電話番号：0287-43-1117(市民課直通)

受付時間：平日 8:30~17:00

〒329-2192 矢板市本町5番4号

市役所本庁舎1階 市民課南側専用スペース

- 「おくやみコーナー」とは、市役所内の手続きについて、故人に該当する手続きの調査や、申請書の作成等をお手伝いするワンストップサービスです。
(例) 葬祭費の請求、市税の相続人代表者指定届、高齢福祉に関すること等
- 「おくやみコーナー」では、手続きに必要な情報（亡くなった日、亡くなった方及び届出人の氏名・住所・生年月日・連絡先等）を関係課と共有します。このことに同意いただけない場合はおくやみコーナーをご利用いただけません。
- 手続きの内容によっては、当日完了しない場合もあります。
- それぞれの担当課において、手続きをすることもできます。
- 戸籍等を請求する場合は、死亡届を提出してから、土日祝日を除く2週間後のご予約をおすすめいたします。(本籍地や届出地により変わります)
※届出されてから、戸籍に記載されるまで、2週間程度かかります。本籍地や届出地が矢板市以外の場合は、さらに期間を要します。

市民生活部 市民課 市民・年金担当

矢 板 市

市役所で「おくやみ後の手続き」を行う方

おくやみ後の手続きは、主に相続人のいずれかの方に、相続人の代表として手続きを行っていただきます。相続人となる方が直接来庁してください。

相続人が来庁できない場合は、委任状が必要となります。

相続人になる人の順位

配偶者・子がいる場合……………第1順位【配偶者と子】

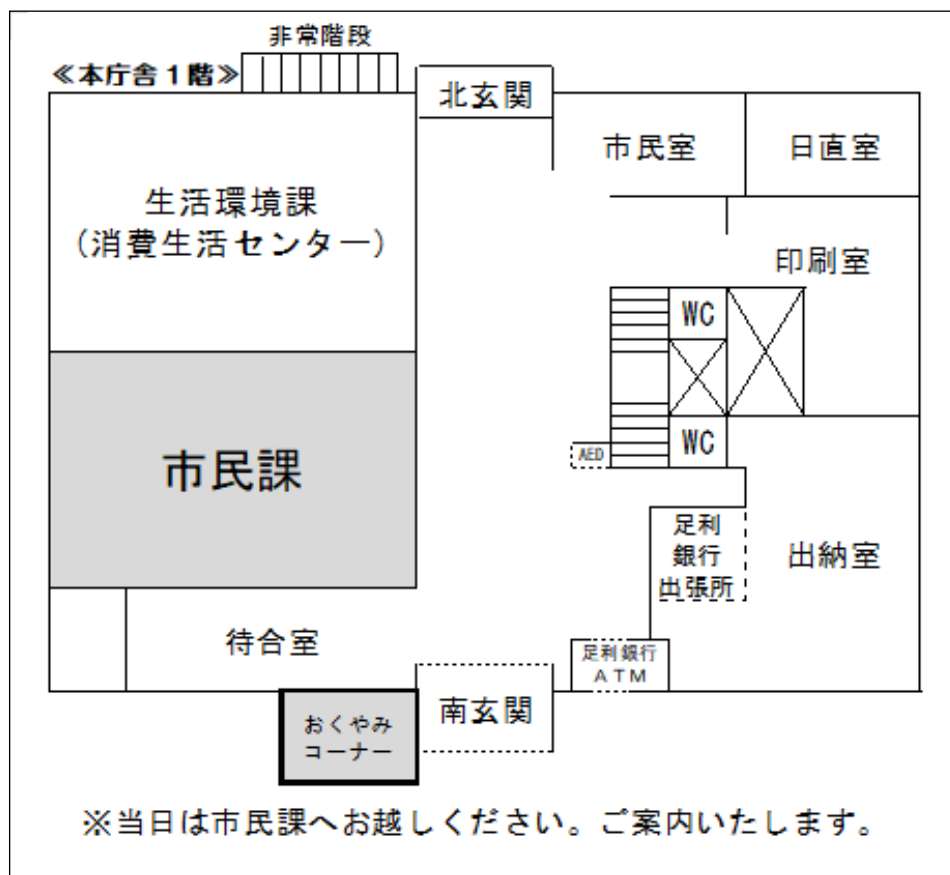


子・孫がない場合……………第2順位【配偶者と本人の父母】



本人の父母がない場合………第3順位【配偶者と本人の兄弟姉妹】

[案内図]



ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレットからホームページ上の簡単な質問に答えるだけで、死亡届出後に矢板市での必要な手続きを抽出できるサービス「おくやみ手続きナビ」の利用を2月1日から開始しました。必要な手続きや場所、持ち物などを確認することができます。ぜひご利用ください。

《おくやみ手続きナビ》



お持ちいただくもの(例)

《亡くなられた方》	※見当たらない場合など、お持ちいただけなくても状況に合わせてご案内いたします。
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証または市民カード
<input type="checkbox"/>	国民健康保険・後期高齢者医療保険証または資格確認書等
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証等
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等
<input type="checkbox"/>	医療費受給者証等（こども、ひとり親、重度心身障害者、自立支援医療費等）
<input type="checkbox"/>	その他、市役所から交付された証書類

《ご遺族の方》	
<input type="checkbox"/>	来庁される方（届出人）の本人確認書類 ・写真付きのもの（1点） ※マイナンバーカード、運転免許証等 ・写真付きのものがない場合は、次のものから2点 ※健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳等
<input type="checkbox"/>	預貯金通帳（相続人及び施主のもの） ※振込（振替）先の口座変更、葬祭費の申請等に必要
<input type="checkbox"/>	印鑑（認印）
<input type="checkbox"/>	葬儀を行った方（施主）を確認できるもの ※会葬礼状、葬儀の領収書、火葬許可証等
<input type="checkbox"/>	委任状 ※相続人以外の方が来庁される場合は、別紙の委任状（相続人の方がすべて <u>自書</u> により記入した <u>原本</u> ）をお持ちください。

※詳しくは、「死亡届出後の手続きについて」を参照してください。